

防府市実費徴収に係る補足給付要綱

平成 27 年 7 月 17 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等を受けた場合において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「府令」という。）に規定する当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用（以下「実費徴収額」という。）の一部を給付することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(給付の対象者)

第 2 条 給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の提供を受けている防府市が認定を行った教育・保育給付認定保護者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）第 22 条第 24 号により要保護者又は被保護者とみなされる者
- (3) その他これらに準ずる者として市長が認める者

(給付の対象費用等)

第 3 条 給付の対象となる実費徴収額の種類及び限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 府令第 13 条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号並びに第 43 条第 4 項各号に係る費用 1 月につき 2,700 円

(給付の実施)

第4条 市長は、次の各号のいずれかにより、前条に規定する給付を行うものとする。

(1) 給付対象者に対し、給付を行う。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「実施施設等」という。）に対して、あらかじめ給付対象者が同意書（第1号様式）を市長に提出した上で通知し、対象者に代わり、実施施設等に給付を行う。この場合による給付を行った場合は、給付対象者に対して前条に規定する給付を行ったものとみなす。

（給付の申請）

第5条 前条第1項第1号の給付を受けようとする給付対象者は、実費徴収に係る補足給付交付申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 前条第1項第2号の給付を受けようとする実施施設等は、4月から9月分までについては9月末までに、10月から3月分までについては3月末までに、実費徴収に係る補足給付交付申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。ただし、年度の途中で給付の対象でなくなった場合における提出期限は、市長が別にこれを定める。

（給付の申請結果の通知）

第6条 市長は、前条各項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、実費徴収に係る補足給付交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（給付の請求等）

第7条 前条の交付決定を受けた者は、実費徴収に係る補足給付請求書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、給付を行うものとする。

（給付の返還）

第8条 市長は、実施施設等又は給付対象者が偽りその他不正な手段により給付を受けたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

（関係書類の整備）

第9条 給付を受けた者（第5条第2項の申請を行った実施施設等に限る。）は、給付に係る収支についての状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、給付の決定があった年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

同意書

年 月 日

（宛先）防府市長

（保護者）

住所

氏名

私は、次の1～3の項目について同意します。

- 1 実費徴収に係る補足給付を受ける対象となる者※であることを、市長から特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対し、通知すること

※実費徴収に係る補足給付を受ける対象となる者

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者
（2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）第22条第24号により要保護者又は被保護者とみなされる者
（3）その他これらに準ずる者として市長が認める者

- 2 下記の子どもに係る実費徴収額を減額して徴収又は免除する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対し、実費徴収に係る補足給付を交付すること
3 給付の決定に当たって、防府市が必要な範囲内で私の世帯の世帯情報及び市町村民税の情報（同居親族を含む。）を閲覧すること並びに給付の可否を特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対し通知すること

記

子ども	氏 名	
	生 年 月 日	
	支給認定証番号	
	施設・事業所名	

第2号様式（第5条関係）

実費徴収に係る補足給付交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（保護者）
住所
氏名

下記のとおり、 年度実費徴収に係る補足給付の交付を申請します。

記

子ども	氏 名	
	生 年 月 日	
	支給認定証番号	
	施設・事業所名	

交 付 申 請 額		円	
(内訳)			
	実費徴収額の種類	金 額	備 考
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	
月		円	

保護者が記載したとおり、実費徴収額を請求し、領収したことを証明します。

年 月 日

（宛先）防府市長

施設・事業所名
設 置 者

第3号様式（第5条関係）

実費徴収に係る補足給付交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

(施設・事業所)

所在地

設置者

(施設・事業所名)

下記のとおり、 年度実費徴収に係る補足給付の交付を申請します。

記

子ども	氏 名	
	生 年 月 日	
	支給認定証番号	

[illegible]

第 4 号様式（第 6 条関係）

実費徴収に係る補足給付交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 関

先に申請のありました 年度実費徴収に係る補足給付交付申請について、下記のとおり決定しましたので、防府市実費徴収に係る補足給付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

子ども	氏 名	
	生 年 月 日	
	支給認定証番号	
交 付 決 定 額		円

第5号様式（第7条関係）

実費徴収に係る補足給付請求書

金 額	円
-----	---

【内訳】 年度実費徴収に係る補足給付として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏 名

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・農協・漁協・信用組合									
	支店・支所・出張所									
口座番号・種別									普通・当座	
(フリガナ) 口座名義										